

市第64号議案

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年12月 6 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「公営企業管理者」の次に「、消防長」を加え、「、規則で定める市の機関」を削る。

第 7 条第 2 項中「非開示情報」を「不開示情報」に改め、同項第 1 号を削り、同項第 2 号ア中「法令等」を「法令若しくは条例（以下「法令等」という。）」に改め、同号を同項第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第60条第 3 項の行政機関等匿名加工情報（同条第 4 項の行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項の保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）から削除した個人情報保護法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項の個人識別符号

第7条第2項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号才中「、国」を削り、同号を同項第5号とする。

第8条第1項中「非開示情報」を「不開示情報」に改め、同条第2項中「前条第2項第2号」を「前条第2項第1号」に改める。

第9条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第10条第1項中「並びに開示をする日時及び場所」を「及び開示の実施に関し規則で定める事項」に改める。

第11条第1項中「以下」の次に「この章において」を加え、「14日」を「、横浜市の休日を守る条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項の横浜市の休日を除いて10日」に改め、同条に次の1項を加える。

3 開示決定等をする実施機関が議長である場合において、前2項に規定する期間に議長及び副議長がともに欠けている日数があるときは、その欠けている期間の日数は、前2項に規定する期間に算入しない。

第15条第2項中「第7条第2項第2号イ」を「第7条第2項第1号イ」に改める。

第16条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 開示決定に基づき行政文書の開示を受けるものは、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第10条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるとき

は、この限りでない。

第17条第4項中「（横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第6項に規定する保有個人情報をいう。）」を削り、「個人情報保護条例に」を「個人情報保護法に」に改める。

第18条を次のように改める。

（開示に係る写しの交付の手数料）

第18条 第16条第1項の規定により写しの交付を受けるものは、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の写しを郵便等により送付する場合の手数料の額は、別表に定める額に郵便料金その他の送付に要する費用に相当する額を加算した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第16条第1項の規定により市が設立した地方独立行政法人が開示する行政文書の写しの交付を受けるものは、当該地方独立行政法人が定める額の手数料を納めなければならない。

第18条の4を削る。

第19条第3項中「（以下「諮問庁」という。）」を削る。

第20条中「諮問庁」を「前条第3項の審査庁」に改める。

第22条第1項中「第19条」を「第19条第1項」に、「個人情報保護条例第53条」を「横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 年 月横浜市条例第 号。以下「個人情報保護条例」という。）第8条第1項」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「9人」を「18人」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改

め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、個人情報保護条例第8条第1項の規定による諮問については、行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する同法第81条第1項の機関とする。

第24条第1項中「諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書」を「第19条第1項又は個人情報保護条例第8条第1項の規定による諮問をした審査庁（以下「諮問庁」という。）に対し、第11条第1項の開示決定等に係る行政文書又は個人情報保護法第78条第1項第4号の開示決定等に係る保有個人情報」に、「その提示された行政文書」を「当該行政文書又は保有個人情報」に改め、同条第3項中「対し、」の次に「第1項の」を、「情報」の次に「又は保有個人情報に含まれている情報」を加え、同条第4項中「審査請求人等」を「審査関係人」に、「意見書」を「その主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）」に、「を陳述させる」を「の陳述又は鑑定を求める」に改める。

第25条を次のように改める。

（意見の陳述）

第25条 審査会は、審査関係人の申立てがあつたときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

第25条の次に次の2条を加える。

（主張書面等の提出）

第25条の2 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により審査関係人から主張書面又は資料が提出されたときは、審査関係人（当該主張書面又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。
（委員による調査手続）

第25条の3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第24条第1項の規定により提示された行政文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第25条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

第26条第1項中「審査請求人等」を「審査関係人」に、「意見書」を「主張書面」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、前項の規定により閲覧等をさせようとするときは、当該閲覧等に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第26条の次に次の1条を加える。

（提出資料に係る写しの交付の手数料等）

第26条の2 前条第1項の規定による写しの交付に係る手数料並びにその減額及び免除並びに当該写しの送付については、個人情報

保護条例第 8 条第 1 項の規定による諮問に係るものにあつては横浜市行政不服審査条例（平成27年12月横浜市条例第71号）第14条において読み替えて準用する同条例第 2 条及び第 3 条並びに同条例第13条に定めるところにより、それ以外の諮問に係るものにあつてはこれらの規定の例によるものとする。

第27条中「第19条及び個人情報保護条例第53条の規定による」を「第24条第 1 項の」に改める。

第31条第 2 号中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第18条第 1 項及び第 2 項）

1 写しの作成に要する手数料

写しの作成の方法	手 数 料		
文書、図画若しくは写真の用紙への複写又は電磁的記録の用紙への出力	日本産業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙	白黒	1 枚につき10円
		カラー	1 枚につき50円
	日本産業規格 A 列 3 番を超える大きさの用紙	実費相当額	
マイクロフィルムの用紙への出力	1 枚につき10円		
電磁的記録の記録媒体への複製	ページ数がある電磁的記録		記録媒体の費用に 1 ページごとに10円を加えた額
	ページ数がない電磁的記録		記録媒体の費用に 1 ファイルごとに210円を加えた額
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製	記録媒体の費用に 1 ページごとに10円を加えた額		

電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付	ページ数がある電磁的記録	1 ページにつき10円
	ページ数がない電磁的記録	1 ファイルにつき210円
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付	1 ページにつき10円	

(備考)

- 1 マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。
- 3 この表において「電子情報処理組織」とは、実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 記録媒体の費用

記録媒体の種別	金額
日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき70円
日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき100円
その他の記録媒体	実費相当額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

3 新条例第22条第4項の規定に基づき、施行日から令和6年6月30日までの間に新たに任命される横浜市情報公開・個人情報保護審査会の委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日までとする。

（横浜市住居表示に関する条例の一部改正）

4 横浜市住居表示に関する条例（昭和39年9月横浜市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「に規定する非開示情報」を「の不開示情報」に改める。

（横浜市会政務活動費の交付に関する条例の一部改正）

5 横浜市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年2月横浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「に規定する非開示情報」を「の不開示情報」に改める。

提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、開示請求に係る関係規定の整備を図る等のため、横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（定義）

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、議長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会、規則で定める市の機関並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

（第 2 項省略）

（行政文書の開示義務）

第 7 条 （第 1 項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」非開示情報という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は横浜市民会議規則（昭和 43 年 5 月横浜市民会議規則第 1 号）第 100 条の定めるところにより、公にすることができない情報

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別すること

はできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

（イ及びウ省略）

(2) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第60条第3項の行政機関等匿名加工情報（同条第4項の行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項の保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）から削除した個人情報保護法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項の個人識別符号

（第3号省略）

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(4)（本文省略）

(5)

(5) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（アからエまで省略）

オ 市、~~国~~若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(行政文書の一部開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報
非開示情報が記録されている場合において、不開示情報
非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第2項第1号
前条第2項第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(行政文書の存否に関する情報)

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報
非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及
並

び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければ開示をする日時及び場所
ばならない。

(第2項省略)

(開示決定等の期限)

第11条 前条各項の決定(以下この章において「開示決定等」とい
う。)は、開示請求があった日の翌日から起算して、横浜市の休
14日
日を定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項
の横浜市の休日を除いて10日以内にしなければならない。ただし
、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該
補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(第2項省略)

3 開示決定等をする実施機関が議長である場合において、前2項
に規定する期間に議長及び副議長がともに欠けている日数がある
ときは、その欠けている期間の日数は、前2項に規定する期間に
算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 (第1項省略)

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている行政文書を
開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2項第1号
第7条第2項第2号
イ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められると
きは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行
政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意
見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三
者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(第3項省略)

(開示の実施)

第16条 (第1項及び第2項省略)

3 開示決定に基づき行政文書の開示を受けるものは、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第10条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

$\frac{5}{3}$ (本文省略)

(他の法令等との調整)

第17条 (第1項から第3項まで省略)

4 行政文書に記録されている自己を本人とする保有個人情報^{(横}
浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6
号。以下「個人情報保護条例」という。)第2条第6項に規定す
る保有個人情報をいう。)について、本人から開示請求があった
ときは、個人情報保護法によるものとし、この条例は、適用し
ない。

(開示に係る写しの交付の手数料)
(開示手数料等)

第18条 第16条第1項の規定により写しの交付を受けるものは、別
この条例に基づく行政文書の開示については、手数料を徴
表に定める額の手数を納めなければならない。
収しない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の写しを郵便等により送付する
第16条第1項の規定により写しの交付を受けるものは、規則で
場合の手数料の額は、別表に定める額に郵便料金その他の送付に
定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負
要する費用に相当する額を加算した額とする。
担しなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第16条第1項の規定により市が設立した地方独立行政法人が開示する行政文書の写しの交付を受け
るものは、当該地方独立行政法人が定める額の手数料を納めな
ければならない。

第18条の4 第18条の2の審査請求において行政不服審査法第9条
第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規定
による交付を受けるものは、横浜市行政不服審査条例（平成27年
12月横浜市条例第71号）第2条の規定にかかわらず、規則で定め
るところにより、当該交付に要する費用を負担しなければならない
い。

（審査会への諮問等）

第19条 （第1項及び第2項省略）

- 3 第1項の規定により諮問をした審査庁（以下「諮問庁」という
）は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して
、同項の審査請求に対する裁決を行わなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第20条 前条第3項の審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をし
た旨を通知しなければならない。

（第1号から第3号まで省略）

（横浜市情報公開・個人情報保護審査会の設置等）

第22条 第19条第1項及び横浜市個人情報の保護に関する条例（令
第19条個人情報保護条例第53条
和 年 月横浜市条例第 号。以下「個人情報保護条例」という
）第8条第1項の規定による諮問並びに情報公開に関する事項
についての実施機関の諮問に応じて調査審議するため、横浜市情
報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く

。

2 審査会は、個人情報保護条例第8条第1項の規定による諮問については、行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する同法第81条第1項の機関とする。

$\frac{3}{2}$ 審査会は、第1項前項の規定による調査審議を行うほか、情報公開に関する重要な事項について審議し、実施機関に意見を述べることができる。

$\frac{4}{3}$ 審査会は、市長が任命する委員 $\frac{18}{9}$ 人以内をもって組織する。

$\frac{5}{4}$ (本文省略)

$\frac{6}{5}$ (本文省略)

$\frac{7}{6}$ (本文省略)

(審査会の調査権限)

第24条 審査会（前条の規定により部会に調査審議させる場合にあつては、部会。以下この条から第26条までにおいて同じ。）は、必要があると認めるときは、第19条第1項又は個人情報保護条例第8条第1項の規定による諮問をした審査庁（以下「諮問庁」と政文書いう。）に対し、第11条第1項の開示決定等に係る行政文書又は個人情報保護法第78条第1項第4号の開示決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、当該行政文書又は保有個人情報の開示を求め、その提示された行政文書を求められない。

(第2項省略)

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、第1項の開示決定等に係る行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分

類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査関係人等」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査を陳述させることができる。

（意見の陳述）

（意見の陳述等）

- 第25条 審査会は、審査関係人の申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただ審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでないは資料の提出を認めることができる。

。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の審査会は、前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。が提出された場合には、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする

。

（主張書面等の提出）

- 第25条の2 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により審査関係人から主張書面又は資料が提出されたときは、審査関係人（当該主張書面又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

(委員による調査手続)

第25条の3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第24条第1項の規定により提示された行政文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第25条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第26条 審査関係人 審査請求人等 は、審査会に対し、審査会に提出された 主張意見書面 書 又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定により閲覧等をさせようとするときは、当該閲覧等に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

$\frac{3}{2}$ 審査会は、第1項 前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

3 第1項の規定により写しの交付を受ける審査請求人又は参加人は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
(提出資料に係る写しの交付の手数料等)

第26条の2 前条第1項の規定による写しの交付に係る手数料並び

にその減額及び免除並びに当該写しの送付については、個人情報保護条例第8条第1項の規定による諮問に係るものにあつては横浜市行政不服審査条例（平成27年12月横浜市条例第71号）第14条において読み替えて準用する同条例第2条及び第3条並びに同条例第13条に定めるところにより、それ以外の諮問に係るものにあつてはこれらの規定の例によるものとする。

（答申の内容の公表等）

第27条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するとともに、第24条第1項の
第19条及び個人情報保護条例第53条の規定に
よる諮問に対する答申にあつては、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

（会議の公開）

第31条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（第1号省略）

(2) 不開示情報
非開示情報に該当する事項を審議する場合

（第3号省略）

別表（第18条第1項及び第2項）

1 写しの作成に要する手数料

写しの作成の方法	手数料		
	文書、図画若しくは写真の用紙への複写又は電磁的記録の	日本産業規格A列3番までの大きさの用紙	白黒
カラー			1枚につき50円

用紙への出力	日本産業規格 A 列 3 番を超える大きさの用紙	実費相当額
マイクロフィルムの用紙への出力	1 枚につき 10 円	
電磁的記録の記録媒体への複製	ページ数がある電磁的記録	記録媒体の費用に 1 ページごとに 10 円を加えた額
	ページ数がない電磁的記録	記録媒体の費用に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製	記録媒体の費用に 1 ページごとに 10 円を加えた額	
電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付	ページ数がある電磁的記録	1 ページにつき 10 円
	ページ数がない電磁的記録	1 ファイルにつき 210 円
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付	1 ページにつき 10 円	

(備考)

- 1 マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として算定する。
- 3 この表において「電子情報処理組織」とは、実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 記録媒体の費用

記録媒体の種別	金額
日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1 枚につき 70 円
日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1 枚につき 100 円
その他の記録媒体	実費相当額

横浜市住居表示に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（住居表示台帳等の写しの交付）

第 6 条 （第 1 項省略）

- 2 市長は、届出書等の一部に横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 7 条第 2 項 の不開示情報 に規定する非開示情報 が記録されているときは、同条例第 8 条の規定の例により、当該届出書等の写しを交付するものとする。

横浜市会政務活動費の交付に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（収支報告書等の保存及び閲覧）

第 7 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 議長は、収支報告書等の一部に横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 7 条第 2 項 の不開示情報 に規定する非開示情報 が記録されているときは、同条例第 8 条の規定の例により、当該収支報告書等を閲覧に供するものとする。